

国立市広報掲示板使用に関する規程

（目 的）

第 1 条 この規程は国立市（以下「市」という。）が設置した広報掲示板に掲示するポスター、広告物等（以下「掲示物」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、もって広報掲示板の適正な使用を図ることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規程において広報掲示板とは、市民に対する広報を目的として市が設置した掲示板（国立市公告式条例（昭和 25 年 10 月国立市条例第 10 号）別表に掲げる掲示場、市の各施設内に設置された掲示板及び特定の目的のために設置された掲示板を除く。）をいう。

（使用の範囲）

第 3 条 掲示物の使用の範囲は、市及び他の官公署が申請したものに限る。ただし、広報掲示板に利用可能な場所がある場合、公益を目的とした集会、行事、催し物等（以下「催し物等」という。）で、次の各号のすべてに該当するものは掲示することができる。

- （1） 開催場所が東京都内であるもの
- （2） 市内を活動拠点とする非営利の個人及び団体が主催するもの
- （3） 開催日が限定されているもの

（掲示物の規格等）

第 4 条 掲示物の規格等は次の各号のとおりとする。

- （1） 日本産業規格 A 4 判（210mm×297mm）以下のサイズであり、その構造が立体的ではないこと。
- （2） 市が許可する掲示期限を示す印（黒色水性顔料系インキを使用）を明瞭に押印することができる材質及び色調であること。ただし、電磁的方法により申請を行う場合にあっては、交付された許可期限を示す印を明確に表示し、確認することができる

材質及び色調であること。

(3) 催し物等の主催者名及び連絡先が記載されていること。

(管 理)

第 5 条 掲示板の管理は広報担当課長が行うものとする。

(使用の申請)

第 6 条 広報掲示板に掲示物を掲示しようとする者は、広報掲示
板使用申請書兼許可書（第 1 号様式）（書面又は電磁的方法によ
る申請を含む。）に掲示しようとする掲示物（書面又はデータ）
を添えて、掲示予定の当日までに申請しなければならない。ただ
し、掲示物の枚数は、掲示予定日時点で使用可能な掲示板の設置
基数を上限とするものとする。

2 参加者から費用を徴収する催し物等に係る掲示物については、
前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各
号に定める書類を提出しなければならない。ただし、市及び他の
官公署、公益社団法人、公益財団法人並びにその他広報担当課長
が認めるものが主催又は申請するものに関してはこの限りではな
い。

(1) 参加者から 1 人につき 1, 0 0 0 円以上 2, 0 0 0 円未満
の費用を徴収する催し物等

・当該催し物等の開催に係る収支内訳書

(2) 参加者から 1 人につき 2, 0 0 0 円以上の費用を徴収する
催し物等

・市又は市教育委員会の共催若しくは後援名義承認書の写し

(使用の許可)

第 7 条 前条の規定により申請があった場合、審査の結果、当該
申請内容に支障がないと認めるときは、広報担当課長がこれを許
可するものとする。ただし、次の各号に該当するおそれのある申
請については、政策経営部長の判断により許可するものとする。

2 当該申請に係る催し物等又は掲示物の内容が次の各号のいづれ
かに該当する場合は許可しない。

(1) 公職選挙法等、その他の法令に反するおそれのあるもの

- (2) 公の秩序及び善良な風俗を乱すもの
 - (3) 政党活動、宗教活動又は営利を目的とするもの(これらに誤認されるおそれがあると市が判断するものを含む。)
 - (4) 特定の団体の会員募集、生徒募集、メンバー募集又は求人を主目的とするもの
 - (5) 営利を目的とする事業者が主催するもの(市内の保育園、幼稚園及びその他学校法人等が主催するもの又は市若しくは市教育委員会の後援等名義使用の承認を受けたものを除く)
 - (6) 同一の催し物等ですでに許可しているもの。ただし、市及び他の官公署に関してはこの限りではない。
 - (7) 掲示により市民に混乱を招くおそれがあるもの
 - (8) 過去の申請において、当該規程を守らなかった主催者等の掲示物。
 - (9) その他掲示することが適当でないと認めるもの
- 3 審査に時間を要する申請があった場合には、後日掲示の可否を回答するものとする。
- (許可の取消し)

第 8 条

許可をした申請であっても、前条第2項に当たると認めたときは、その許可を取り消す。

- 2 前項により、許可を取り消されたときは、申請者は速やかに掲示物を撤去しなければならない。

(許可の方法)

第 9 条 広報担当課長は、第7条の規定により許可した場合は、広報掲示板使用申請書兼許可書を交付する。申請者は、掲示物の見やすい箇所に許可期限を示す印を押印するものとする。ただし、市及び他の官公署が主催又は申請し、開催日が確定している催し物等であって、掲示物の上部又は下部に次の各号のすべての内容を明記した場合は、許可期限を示す印の押印を省略することができるものとする。

- (1) 主催者名

(2) 市の掲示物のため、許可印を省略していること

(3) 掲示期限日

(掲示期間)

第 10 条 掲示期間は 14 日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市及び他の官公署が主催又は申請する掲示物については、広報担当課長が認める場合に限り、90 日間を上限として掲示期間を延長することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、すべての掲示物の掲示期間は、当該掲示物に記載されている催し物等の終了日を超えてはならない。

(掲示物の管理)

第 11 条 掲示物の掲示の許可を受けた者は、当該掲示物を自己の責任で掲示しなければならない。また、掲示物を掲示する際は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他の掲示物に重ねて掲示してはならない。

(2) 掲示物は、その全体が掲示板外側のフレーム枠内に収まるように掲示しなければならない。

(3) 掲示物の掲示において使用する画鋏等は、自身で用意しなければならない。

(4) A5 判 (148 mm × 210 mm) を超える掲示物については、その長辺が縦向きとなるように掲示しなければならない。

2 掲示物の掲示許可を受けた者は、掲示物の掲示期間内に、当該掲示物及び当該掲示物を掲示する際に使用した画鋏等を速やかに撤去しなければならない。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、広報掲示板の使用に関して必要な事項は、広報担当課長が別に定める。

付則

この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。